

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「JRE 酒田風力発電所更新計画環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年4月24日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、JRE 酒田風力発電所更新計画環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、山形県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山形県酒田市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大 37,800 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 11月15日
環境大臣意見受理	平成31年 1月18日
経済産業大臣意見発出	平成31年 1月29日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 元年 9月30日
住民意見の概要等受理	令和 元年 11月29日
山形県知事意見受理	令和 2年 3月 4日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 4月24日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742（直通）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「JRE 酒田風力発電所更新計画環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 事業計画の検討に当たっては、植生自然度の高い区域での改変は、出来る限り回避するよう配置を検討すること。
2. 環境影響の予測にあたっては、適切な調査回数やデータ数の取得など、できる限り定量的な評価が可能となる手法を用いること。
3. 酒田北港内の底質の既存の調査結果から、全リン、全窒素の濃度が高いと考えられることから、水路部の風車設置予定地の南側に調査地点を追加して、その状況を把握すること。また、水路部の流況についても適切に調査を行うこと。

(山形県知事からの意見書の写しを添付)